

コメントの概要及びコメントに対する証券取引等監視委員会の考え方

| 番号 | 関係箇所 | | コメントの概要 | コメントに対する考え方 |
|-------------------|--------------------|-------------------|--|---|
| (利益相反管理態勢に係る検証項目) | | | | |
| 1 | 態勢編 第一種金融商品取引業者 | Ⅱ-1-2-1 (4) | 利益相反管理態勢の整備において使われている「利益相反管理部門」という用語は府令・監督指針にもないものなので、従来からある「利益相反管理統括者等」と用語の統一化を図って頂きたい。 | ご指摘の「利益相反管理部門等」の設置は、かならずしも部門を設置することに限られず、統括者等を置くことを含むものであり、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針における「利益相反管理統括者等」と同じ内容を想定しておりますが、当検査マニュアルの他の記載との平仄も考慮し、当該用語を使用しております。 |
| 2 | 態勢編 第一種金融商品取引業者 | Ⅱ-1-2-1 (4)② | 利益相反管理統括責任者等の職責とする会社もあるため、「利益相反管理部門等は、あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定（類型化を含む）し、・・・」とある下線部分を「利益相反管理統括者等の統括のもと、利益相反のおそれのある取引の特定・管理を行う部門等（以下「利益相反管理部門等」という。）又は利益相反管理統括責任者等は」として頂きたい。 | ご指摘を踏まえ、趣旨を明確にするため、「部門等（以下「利益相反管理部門等」という。）」を「統括者又は部門等（以下「利益相反管理部門等」という。）」とさせていただきます。 |
| 3 | 態勢編 第一種金融商品取引業者 | Ⅱ-1-2-1 (4)④⑥⑦ | ④⑥⑦の文頭に「利益相反管理統括者等又は」を加えて頂きたい。 | |
| 4 | 態勢編 第一種金融商品取引業者 | Ⅱ-1-2-1 (4) | 「利益相反管理態勢の整備」は、登録金融機関にも準用されるのか。 | 当検査マニュアルは、金融商品取引業者のみならず登録金融機関への検査でも利用することを予定しており、その際、検査官は必要な読み替え等を行った上でこれを活用することとしております（当検査マニュアル「Ⅱ 確認項目（2）及び（4）」参照）。 利益相反管理体制の整備が義務付けられる「特定 |

| | | | | |
|---|--------------------|-----------------|--|---|
| | | | | <p>金融商品取引業者等」として、金融商品取引法施行令第15条の27に、登録金融機関も定められており、ご指摘の「利益相反管理態勢の整備」は登録金融機関に対する検査にも準用して利用することを予定しています。</p> |
| 5 | 態勢編 第一種金融商品取引業者 | Ⅱ-1-2-1 (4)① | <p>金融商品取引業者向けの総合的な監督指針(Ⅳ-1-3(4)、(5))では、利益相反管理統括者は営業部門から独立していることが求められているが、実際に利益相反のおそれのある取引の特定及び管理を行う部署が営業部門から独立していることは求められていない。現実にグローバル・ポリシーに従って、営業部門の内に、利益相反管理に係る連絡・調整を行う部署を置いている会社もある。このため、「取締役会等は、・・・自社内又は金融機関グループ内における利益相反のおそれのある取引を特定・管理するため、当該特定・<u>管理を一元的に行い、かつ、営業部門からの独立性を有した部門等</u>(以下「利益相反管理部門等」という。)を設置し、必要な権限及び責任を付与しているか。」と規定されているが、下線部分を「及び利益相反管理に関する全社的な管理態勢を統括し、営業部門からの独立性を有した者又は部門(以下「利益相反管理統括者等」という。)を置き」として頂きたい。</p> | <p>ご指摘の「利益相反管理部門等」の設置は、かならずしも部門を設置することに限られず、統括者等を置くことを含むものですが、この利益相反管理部門等には、営業上の利益の追求という営業部門のインセンティブと衝突する判断を求められることが想定されることから、営業部門からの独立性を有することが重要であると考えられます。</p> <p>もっとも利益相反管理部門等の独立性も含め適切な利益相反管理態勢が構築されている限りは、利益相反の実際の管理にあたって、ご質問のように営業部門の内に利益相反管理に係る連絡・調整を行う部署を置くことや、その他に営業部門の役職員が利益相反管理のプロセスに関与することが一切否定されるものではないと考えられます。</p> <p>なお、趣旨を明確にするため、「部門等(以下「利益相反管理部門等」という。))」を「統括者又は部門等(以下「利益相反管理部門等」という。))」とさせていただきます。</p> |
| 6 | 態勢編 第一種金融商品取 | Ⅱ1-2-1 (4)⑦ | <p>「・・・機能しているかの見直しを行い・・・」とあるが、「・・・機能しているかの<u>検証結果等を踏まえて、必要に応じた見直しを行い、取締役会等</u></p> | <p>定期的又は随時に利益相反管理態勢の有効性等の検証を行うことも含めて「見直し」との用語を使用しており、原案のとおりとさせていただきます。</p> |

| | | | | |
|--------------------------|--------------------|------------------|---|---|
| | 引業者 | | に対して改善のための提言・・・」として頂きたい。 | |
| (トレーサビリティに係る検証項目) | | | | |
| 7 | 態勢編 第一種金融商品取引業者 | Ⅱ-1-2-1 (6)⑤⑥ | ⑥において、証券化商品の「引受を行っている場合には、原資産のリスク特性を含め商品性等の十分な引受審査が行われるよう努めているか」との記述があるが、「金融商品取引業者向け監督指針」及び「証券化商品の販売等に関する規則」においては、証券化商品の販売に先立ち、原資産の内容やリスクに関する情報の収集・分析と情報伝達を行うための社内手続きの整備が求められており、証券化商品の引受審査に関する直接的な記述はない。⑥でいう「審査」とは、前記の情報収集・分析を行うことと考えてよいか。 | 第一種金融商品取引業者の規模・特性にもよりますが、単に証券化商品の販売等を行う場合と、組成、引受まで関わっている場合とでは、期待される情報収集・分析のレベルはおのずと違ってくると考えられます。公益又は投資者保護を図り、その実効性を確保できる情報収集・分析に努めていることが重要だと考えられます。 |
| (親子法人等との非公開情報の授受に係る検証項目) | | | | |
| 8 | 業務編 第一種金融商品取引業者 | Ⅱ-2-2-1 (5)④ | この規定は、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-1-4(1)に規定されているオプトアウト制度に関する要件を緩和するものではないという理解でよいか。 | 金融商品取引業者等検査マニュアルにおいては、検査における確認項目の一例を示しているに過ぎず、実際の検査においては、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の着眼点を含めたより幅広い検証を行います。したがって、当検査マニュアルの記載によって、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-1-4(1)に規定されているオプトアウト制度に関する監督上の留意点の変更されるものではありません。 |
| 9 | 業務編 第一種金融商品取引業者 | Ⅱ-2-2-1 (5)④ | 法人顧客に係る非公開情報の授受に係るオプトアウト制度につきまして、改正案では、情報提供の停止を求める機会を適切に提供している場合として、「オプトアウトの機会を書面等で通知するなど、法人顧客がオプトアウトの機会を明確に認識できる手段の採用」と「非公開情報の授受を行う親法人 | |

| | | | | |
|----|--------------------|------------------|--|--|
| | | | <p>等又は子法人等の範囲、提供先における非公開情報の利用目的など、オプトアウト機会の通知内容が、法人顧客がオプトアウトを行うか否かを判断するのに必要な情報の明示」が例示されています。</p> <p>これは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（Ⅳ－３－１－４（１））の着眼点より緩和され、かつ柔軟であるようにも思われ、両者の関係について考え方をお示しいただければ幸いです。</p> | |
| 10 | 業務編 第一種金融商品取引業者 | Ⅱ-2-2-1 (5)④ロ | <p>「利用目的など・・・」に、脚注を付けて頂きたい。その内容として、監督指針Ⅳ－３－１－４（１）①のとおり、「なお、これらの事項の詳細について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を行っている旨及び問合せ先を法人顧客に対する通知において明らかにするなど、法人顧客が必要な情報を容易に入手できるようにしていれば、当該通知においてこれらの事項の詳細が含まれていなくても、適切に通知が行われていると認められる場合があると考えられる。」として頂きたい。通知書面等に全てを書き込むことへの実務的な負担を考慮して監督指針が作成されていることを、検査の場面でも十分留意して頂きたい。</p> | <p>実際の検査においては、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の着眼点を含めた検証を行っておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p> |

※番号の網掛けはコメントを踏まえて修正を行うもの。